

意匠法施行規則及び意匠登録令施行規則の一部を改正する省令案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

通し番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	<p>意匠法施行規則様式第6の備考21(備考11との関係)について、「省令案の概要」(1)の②には「意匠登録を受けようとする物品とそれ以外が明確に描き分けられている場合」とあるが、様式第6の備考21に「意匠登録を受けようとする意匠」と規定するのでは、同様式の備考11の「意匠登録を受けようとする部分」との違いが明確でないで、「意匠に係る物品のうち意匠登録を受けようとする部分以外の部分」と「意匠に係る物品以外のもの」とを同じように破線で描く等の対処でよいのか否か明らかでない。</p> <p>(理由)「意匠登録を受けようとする意匠」(意匠法第6条第1項柱書)は、部分意匠においては、「物品の部分の形状等」(意匠法第2条第1項)となり得るため、「その他の部分」を含めた「意匠に係る物品」(意匠法第6条第1項第3号)とは異なる概念と解されます。</p> <p>様式第6の備考21は、「意匠に係る物品以外のもの」と区別できるように、例えば「意匠に係る物品の形状、模様又は色彩」(使用例は意匠法第6条第4項)を特定し、「その他の部分」が図に含まれるなら、少なくとも形状又は模様を示すことが望ましいと思われませんが、あるいは同じ破線を使用してよいなら「意匠に係る物品以外のもの」と区別する必要はないものも解されます。</p>	<p>意匠登録を受けようとする物品とそれ以外が明確に描き分けられていることが求められますが、その図示の仕方は様々なものが許容されます。「意匠登録を受けようとする部分」とその他の部分を描き分ける場合と同様に、御意見中にあった実線と破線での描き分けの他、色彩と説明で意匠登録を受けようとする部分以外のものを特定する方法などが許容されます。</p>	個人
2	<p>意匠登録を受けようとする意匠以外のものを図示することができることについては賛成である。ただし、現在の記載内容では、身体に着用するものに限られているため、身体に着用するもの以外についての記載の追加を求める。</p> <p>(理由)様式第6の21が新設され、以下のように記載されている。 (様式第6備考21改正案の条文記載箇所は省略)</p> <p>「衣服又は装身具等」と記載されているため、衣服、装身具以外の意匠についても含まれているように読める。しかし、「意匠登録を受けようとする意匠以外のものに着用した状態で図示しなければその意匠を十分表現することができないものについては」とあり、「着用」という用語について、広辞苑(第7版)では、「衣服をきること。身につけること。」とされている。よって、新設された様式第6の21については、身体につけて使用することを前提としているように取れる。</p> <p>しかし、意匠登録を受けようとする意匠以外のものに取り付けなどした状態で図示しなければその意匠を十分表現することができないものとして、例えば、【例1】に示すような椅子用のカバー、【例2】に示すようなかばん用のカバー、【例3】に示すような自動車用のカバー等が考えられる。</p> <p>例示したカバーについては、カバーを広げた状態で意匠を表現し、使用状態を示す参考図によって椅子に取り付けた状態を表現して意匠登録されているケース(例えば、意匠登録第1512095号)、CG画像で自動車に取り付けた状態を表現して意匠登録されているケース(例えば、意匠登録第1535387号)等はあるが、取り付けた状態で図示しなければその意匠を十分表現することができない意匠も想定できる。</p> <p>よって、着用以外の方法、すなわち、身体に着用する意匠以外についての記載を追加する、若しくは、身体に着用する意匠以外について含まれていることを明示することによって、図面に関する意匠の開示要件をさらに緩和すべきと考える。(例1、例2及び例3は省略)</p>	<p>御意見のとおり修正いたしました。</p>	団体
3	<p>意匠法施行規則様式第7の備考4(様式第6の備考11又は21口と同様の場合)について、写真により「その他の部分」又は「その他のもの」を表す場合、写真で「破線で描く」のは現実的でないため、これに代わる方法の例示があるのが望ましい。さもなければ、写真に「その他のもの」を表した場合、規定上は「特定する方法を記載する」ことを必ずしも要求してはなくても、改正前の「その他の部分」と同様、「意匠の説明」に記載が想定されているように思われる。</p> <p>(理由)現行では(意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き「第2部 部分意匠の表し方」2.5 図面代用写真の場合)、ひな形又は見本(様式第8の備考3)と同様に被写体に着色を施す等が推奨され、それが「その他の部分を破線で描く等」(様式第6の備考11)の範囲内と解されますが、改正案では「その他のものを破線で描く等」(様式第6の備考21口)も同様かのようにです。しかし、ひな形又は見本(様式第8の備考3)には変更がないことから、写真の表現について運用の緩和が想定されているのか、明らかでないように思われます。</p> <p>現行の意匠審査基準(「71.4.1.2 意匠が具体的なものであること」)でも、図面で「破線で描く」だけでは「意匠の説明」の省略が認められる場合もあるが、認められない場合もある、としています。そうすると、写真についても、常に「意匠の説明」の省略が認められる方法である必要はなく、事情に応じて認められる場合がある特定方法がもし想定されるなら、例えば、様式第7の備考4に後段(この場合において、等)を加えて、様式第6の備考11及び21口中「破線で描く等」とあるのは写真に適した内容に読み替える旨を規定することは可能と思われれます。しかし、色彩の違いだけでは、意匠審査基準「71.4.1.2」と同様、説明がなければ意匠に係る物品の色彩がそもそも不明であるから認められないため、もし説明を省略できる可能性があるなら、常識的な物品の形態や写真上の質感の違い等により衣服とマネキンの区別がつかう場合等に限られると思われれます。無論、「意匠に係る物品」である衣服を「その他のもの」である白色のマネキンに着用させたこと等を「意匠の説明」に記載した方が望ましいと思われれますが、今後も、ひな形又は見本と同様の運用を推奨するなら、そうした案内を別途なされるものと存じます。</p>	<p>写真での表現についても、部分意匠に関する様式第6備考11や、意匠以外のものを描いた場合の様式第6備考21と同様に扱われます。具体的な記載例は意匠審査基準等に掲載いたします。</p>	個人
4	<p>意匠登録令施行規則第4条について、第4条から第2項を削った後は、第1項括弧書の「以下この条において同じ。」は不要と解される。</p> <p>(理由)意匠登録令施行規則における「意匠権の設定の登録」に関して、従来は、第4条第2項(部分意匠)でも、第4条の2(国際意匠登録出願)と区別する必要がありました。改正後は、第4条の対象が第4条の2と区別されれば十分と思われれます。</p>	<p>御意見のとおり修正いたしました。</p>	個人
5	<p>部分意匠の表示が必要になることは賛成。 しかし、インターネット出願の際に、意匠の説明の欄で特定方法が欠落してもチェックされないこととなるため、部分意匠としての特定方法の記載を確実にする対策を省令レベルというより、ソフトレベルで対応される対策を希望する。</p>	<p>部分意匠の特定方法についての「意匠の説明」の欄の記載がなくても、願書に添付した図面等の具体的な表現によって、部分意匠の意匠登録出願に関するものであること及び「意匠登録を受けようとする部分」が明らか場合は、今次改訂以前から認められています(意匠審査基準71.4.1.2(1)②)。なお、「意匠の説明の欄」等の記載がないことにより、意匠登録を受けようとする部分が明らかでない場合は、拒絶理由の対象となります。</p>	個人